平成25年12月25日
関東管区行政評価局

高年齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者情報の提供（あっせん）

総務省関東管区行政評価局に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会名誉会長ほか７名）において検討した結果、事業主に対する高年齢者雇用開発特別奨励金の支給対象者情報の提供を改善する必要があるとの意見を踏まえて平成 25 年 12 月 25 日、千葉労働局に対してあっせんしました。

（注）「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、行政機関等に問題があれば、その問題について改善策を示し行政機関等に対し改善を要請する（求める）ことを言います。

【相談要旨】

私（事業主）は、高年齢者雇用開発特別奨励金（以下「特別奨励金」という。）の受給を見込んで、千葉公共職業安定所の紹介により平成 23 年８月に 69 歳の男性を雇用し、平成 24 年２月に同特別奨励金の受給申請を船橋公共職業安定所で行ったところ、後に千葉労働局から、特別奨励金の申請があった雇用者は、私が雇い入れた日において別の事業所との雇用契約により勤務している記録となっているため、特別奨励金の支給申請に応じることができない旨の連絡があった。

私は、この特別奨励金の支給が無いのなら、この男性を雇用するつもりはなかった。公共職業安定所では、事業者に求職者を紹介する際に、その者が他の事業所との雇用関係が無いか等特別奨励金の支給要件に抵触していないかを確認し、事業主に伝えるようにしてほしい。

制度の目的・概要

高年齢者雇用開発特別奨励金制度は、65 歳以上の離職者が引き続きその経験等を生かして働き、社会で活躍することへの支援を強化するため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、一週間の所定労働時間が 20 時間以上の労働者として雇い入れる事業主（１年以上継続して雇用することが確実であると認められる場合に限る。）に対して、

特別奨励金を支給する制度で、平成 20 年 12 月に創設されたものである。

助成対象期間は、雇入れ後１年間であり、その間、事業主は雇入れ後６か月経過した時点と、さらにその後６か月経過した時点の２回に分けて受給申請を行い、助成金を受給することとなっている。

この制度における離職者は、雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が 20 時間以上の雇用関係にない者であることになっている。

現行では、特別奨励金の申請時に提出される申請書類の一部である「対象労働者雇用状況等申立書（高年齢者雇用開発特別奨励金）②労働者記載用」において労働者自身が自己申告する方法で行われており、公共職業安定所等から事業所に紹介する際に上記の情報を十分に把握できる仕組みとはなっていない。

本件事案の問題点

○　本件事案は、雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が 20 時間以上の雇用関係にない者であることについて、公共職業安定所等から事業主に紹介する際に公共職業安定所等において、当該情報を十分に把握できる仕組みとなっていない。

○　事業主が特別奨励金の受給を前提に労働者を採用したにも関わらず、当該労働者が雇入れに係る事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が 20 時間以上の雇用関係にあったため、結果として特別奨励金を受給することができなかった。

○　場合によっては、同一人について２つの事業主から、共に他の事業主との雇用関係はないとして特別奨励金の受給申請が出されても、２つの事業主が違う労働局の管轄であった場合や申請時期が異なった場合など、両申請とも受理され、重複支給となるなど不適切な事案が起こり得るおそれもある。

千葉労働局の意見

公共職業安定所等が、65 歳以上の離職者を事業主に紹介する際に、他の事業所と週 20 時間以上の雇用関係にない者であることの把握が十分とは言えない状況であったため、千葉労働局では、この様な事案が発生しないための方策を内部で検討した結果、

○　紹介時における他の事業所との雇用状況を求職希望者から提供させる。

○　他の事業所と週 20 時間以上の雇用関係にあった場合は、特別奨励金の支給要件を欠くこととなる旨を説明することで、求職者の自覚を促す。

など運用上の改善を検討したいとしている。

（あっせん等の要旨）

千葉労働局は、特別奨励金の受給を希望する事業主に対し 65 歳以上の離職者を紹介する際には、他の事業所と週 20 時間以上の雇用関係にない者であるという情報を事業主に提供できるよう、改善措置を講じる必要がある。

【連絡先】関東管区行政評価局　総務部　首席行政相談官室
首席行政相談官　坂口
電　　話：０４８－６００－２３１３
Ｆ　Ａ　Ｘ：０４８－６００－２３３６